

ブラジル
産業財産法

2001年2月14日法律第10.196号により改正された1996年5月14日法律第9.279号
目次

序

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第1編 特許

第1章 所有権

第6条

第7条

第2章 特許性

第1節 特許を受けることができる発明及び実用新案

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第2節 優先権

第16条

第17条

第3節 特許を受けることができない発明及び実用新案

第18条

第3章 特許出願

第1節 出願

第19条

第 20 条

第 21 条

第 2 節 出願の条件

第 22 条

第 23 条

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 3 節 出願の処理及び審査

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 4 章 特許の付与及び存続期間

第 1 節 特許の付与

第 38 条

第 39 条

第 2 節 特許存続期間

第 40 条

第 5 章 特許によって付与される保護

第 1 節 権利

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第2節 先使用者

第45条

第6章 特許の無効

第1節 総則

第46条

第47条

第48条

第49条

第2節 行政上の無効手続

第50条

第51条

第52条

第53条

第54条

第55条

第3節 司法上の無効手続

第56条

第57条

第7章 譲渡及び登録

第58条

第59条

第60条

第8章 ライセンス

第1節 任意ライセンス

第61条

第62条

第63条

第2節 実施許諾用意

第64条

第65条

第66条

第67条

第3節 強制ライセンス

第68条

第69条

第70条

第71条

第72条

第73条

第74条

第9章 国防上の利害に係わる特許

第75条

第10章 発明の追加証明書

第76条

第77条

第11章 特許の消滅

第78条

第79条

第80条

第81条

第82条

第83条

第12章 年次手数料

第84条

第85条

第86条

第13章 回復

第87条

第14章 従業者又は役務提供者が創出した発明及び実用新案

第88条

第89条

第90条

第91条

第92条

第93条

第2編 意匠

第1章 所有権

第94条

第2章 登録性

第1節 登録を受けることができる意匠

第95条

第96条

第97条

第98条

第2節 優先権

第99条

第3節 登録を受けることができない意匠

第100条

第3章 登録出願

第1節 出願

第101条

第102条

第103条

第2節 出願条件

第104条

第105条

第3節 出願の処理及び審査

第106条

第4章 登録の付与及び存続期間

第107条

第108条

第5章 登録によって付与される権利

第109条

第110条

第6章 実体審査

第111条

第7章 登録の無効

第1節 通則

第112条

第2節 行政上の無効手続

第113条

第114条

第115条

第116条

第117条

第3節 司法上の無効手続

第118条

第8章 登録の消滅

第119条

第9章 5年期間手数料

第120条

第10章 最終規定

第121条

第3編 標章

第1章 登録性

第1節 標章登録を受けすることができる標識

第122条

第123条

第2節 標章として登録を受けられない標識

第124条

第3節 著名標章

第125条

第4節 周知標章

第126条

第2章 優先権

第127条

第3章 登録出願人

第128条

第4章 標章に関する権利

第1節 取得

第129条

第2節 登録によって付与される保護

第130条

第131条

第132条

第5章 存続期間, 譲渡及び登録

第1節 存続期間

第133条

第2節 譲渡

第134条

第135条

第3節 登録

第136条

第137条

第138条

第4節 ライセンス

第139条

第140条

第141条

第6章 権利の喪失

第142条

第143条

第 144 条

第 145 条

第 146 条

第 7 章 団体標章及び証明標章

第 147 条

第 148 条

第 149 条

第 150 条

第 151 条

第 152 条

第 153 条

第 154 条

第 8 章 出願

第 155 条

第 156 条

第 157 条

第 9 章 審査

第 158 条

第 159 条

第 160 条

第 10 章 登録証の交付

第 161 条

第 162 条

第 163 条

第 164 条

第 11 章 登録の無効

第 1 節 通則

第 165 条

第 166 条

第 167 条

第 2 節 行政上の無効手続

第 168 条

第 169 条

第 170 条

第 171 条

第 172 条

第 3 節 司法上の無効手続

第 173 条

第 174 条

第 175 条

第 4 編 地理的表示

第 176 条

第 177 条

第 178 条

第 179 条

第 180 条

第 181 条

第 182 条

第 5 編 産業財産権の侵害

第 1 章 特許侵害

第 183 条

第 184 条

第 185 条

第 186 条

第 2 章 意匠侵害

第 187 条

第 188 条

第 3 章 標章侵害

第 189 条

第 190 条

第 4 章 標章，企業名及び広告標識による侵害

第 191 条

第 5 章 地理的表示及びその他の表示の侵害

第 192 条

第 193 条

第 194 条

第6章 不正競争の罪

第195条

第7章 通則

第196条

第197条

第198条

第199条

第200条

第201条

第202条

第203条

第204条

第205条

第206条

第207条

第208条

第209条

第210条

第6編 技術移転及びフランチャイズ

第211条

第7編 総則

第1章 審判請求

第212条

第213条

第214条

第215条

第2章 当事者による手続

第216条

第217条

第218条

第219条

第220条

第3章 期間

第221条

第222条

第 223 条

第 224 条

第 4 章 出訴期限

第 225 条

第 5 章 INPI の行為

第 226 条

第 6 章 分類

第 227 条

第 7 章 手数料

第 228 条

第 8 編 経過規定及び最終規定

第 229 条

第 229A 条

第 229B 条

第 229C 条

第 230 条

第 231 条

第 232 条

第 233 条

第 234 条

第 235 条

第 236 条

第 237 条

第 238 条

第 239 条

第 240 条

第 241 条

第 242 条

第 243 条

第 244 条

序

第1条

本法は、産業財産権に関する権利及び義務を定める。

第2条

産業財産権に関する保護は、ブラジルの社会的利益並びに技術及び経済発展を考慮し、次に掲げる方法によって与えられる。

- (I) 発明特許及び実用新案特許の付与
- (II) 工業意匠(以下「意匠」と略称する。)登録の付与
- (III) 商標登録の付与
- (IV) 虚偽の地理的表示の防止、及び
- (V) 不正競争の防止

第3条

本法の規定は、次に掲げるものに対しても適用される。

- (I) ブラジルにおいて効力を有する条約又は協定に基づく保護を享受する者が、海外における先の特許又は登録に関してブラジルにおいてする出願、及び
- (II) ブラジル国民又はブラジル国内に住所を有する者に対して相互主義による同一又は同等の権利を保証する国の国民又は当該国に住所を有する者

第4条

ブラジル国内において効力を有する条約の規定は、ブラジル国民又はブラジルに住所を有している自然人及び法人に同等に適用される。

第5条

法律の適用上、産業財産権は動産とみなされる。

第1編 特許

第1章 所有権

第6条

発明又は実用新案の創作者には、本法に定めた条件に基づき、その者の財産として保証される特許を取得する権利が与えられる。

- (1) 反証が挙げられた場合を除き、出願人は、特許を取得するための正当な権利を有しているものと推定される。
- (2) 特許出願は、創作者自身、創作者の相続人若しくは承継人、譲受人、又は本法又は雇用契約若しくは役務提供契約によって所有者と定められる者が行うことができる。
- (3) 2以上の者が共同して創出した発明又は実用新案の場合は、出願は、それら全員又はそれらの内の何れかの者が、それぞれの者の権利を保護するために、他の者の名称を表示し、かつ、特定することによって行うことができる。

(4) 発明者については、その名称を挙げて特定するものとするが、ただし、発明者は、その名称を開示しないよう請求することができる。

第7条

2 以上の者が相互に独立して行為し、同一の発明又は実用新案を創出した場合は、特許を受ける権利は、発明又は創出をした日に拘りなく、最先の出願日を証明した者に与えられる。

補項 先の出願が何らの効力も生じることなく取り下げられた場合は、その直後の出願に優先権が与えられる。

第2章 特許性

第1節 特許を受けることができる発明及び実用新案

第8条

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性から成る要件を満たす発明は、特許を受けることができる。

第9条

実用物品又はその一部は、それが産業上の利用可能性を有し、その使用又は製造における機能的改良をもたらし新規の形態又は構造を有し、かつ、進歩性を有している場合は、実用新案として特許を受けることができる。

第10条

次に掲げる事項は、発明又は実用新案とみなされない。

(I) 発見、科学の理論及び数学の方法

(II) 純粹に抽象的な概念

(III) 商業、会計、金融、教育、広告、くじ及び抽出の手段、計画、原理又は方法

(IV) 文学、建築、美術及び科学の著作物、又は審美的創作物

(V) コンピュータ・プログラムそれ自体

(VI) 情報の提供

(VII) 遊戯の規則

(VIII) 人体又は動物に適用する外科的技術及び方法、並びに治療又は診断の方法、及び

(IX) 全ての自然の生物のゲノム又は生殖質を含めて、それらから分離されたものであるか否かに拘らず、自然の生物及び生物材料の全部又は一部、並びに自然の生物学的方法

第11条

発明及び実用新案は、技術水準の一部でないときは、新規であるとみなされる。

(1) 技術水準は、文書又は口頭による説明、使用その他の方法により、特許出願日前にブラジル又は外国において、公衆の利用に供されていた全てのものから構成される。ただし、第12条、第16条及び第17条に規定するものを除く。

(2) 新規性判断の目的上、ブラジルにおいて出願されており、未だ公開されていない出願の

全内容は、それが後においてであれ公開されることを条件として、出願日又は主張されている優先日から技術水準であるとみなされる。

(3) 前項の規定は、ブラジルでの国内手続が行われることを条件として、ブラジルにおいて効力を有する条約又は協定に基づいて行われた国際特許出願にも適用される。

第 12 条

発明又は実用新案の開示は、その特許出願の出願日又は優先日前 12 月間に、次の者によってなされた場合は、技術水準であるとみなされない。

(I) 発明者によるもの

(II) 国家産業財産権庁(Instituto Nacional da Propriedade Industrial (National Institute of Industrial Property), 以下「INPI」と略称する。)が、発明者から取得した情報に基づき又は発明者が行った行為の結果として、発明者の同意を得ることなくなされた特許出願を公開したことによるもの

(III) 第三者によるものであって、発明者から直接若しくは間接に取得した情報に基づき又は発明者が行った行為の結果として生じたもの

補項 INPI は、規則に定めた条件に基づき、発明者に対し、証拠添付の有無に拘らず、開示に関する陳述書を提出するよう要求することができる。

第 13 条

発明は、技術水準を考慮したときにその技術の分野における熟練者にとって明白又は自明でないときは、進歩性を有するとみなされる。

第 14 条

実用新案は、技術水準を考慮したときにその技術の分野における熟練者にとって一般的又は通常でないときは、進歩性を有するとみなされる。

第 15 条

発明及び実用新案は、如何なる種類の産業においても、使用又は生産され得る場合は、産業上利用可能であるとみなされる。

第 2 節 優先権

第 16 条

ブラジルと協定を締結している国において又は国際機関においてされた出願であって、国内出願の効力を生じるものには、当該協定に定められている期限内の優先権が与えられるものとし、また、当該出願は、前記の期間内に生じた出来事によって無効とされ又は不利な扱いをされることはない。

(1) 優先権の主張は出願時に行わなければならない、また、当該主張は 60 日以内に、ブラジルにおける出願日前の他の優先権をもって補充することができる。

(2) 優先権の主張は、原出願国が交付した適切な書類であって、出願番号、出願日、名称、明細書、並びに該当する場合は、クレーム及び図面を含むものによって証明しなければならない

ず、当該書類には、出願に関する識別情報を含む出願証明書又は同等の書類の自由翻訳文を添付しなければならない。翻訳文の内容については、出願人が全面的に責任を負うものとする。

(3) 証拠書類は、出願時に提出しなかったときは、出願日から 180 日以内に提出しなければならない。

(4) ブラジル国内において効力を有する条約に基づいてされた国際出願の場合は、(2)にいう翻訳文は、国内処理の開始日から 60 日以内に提出しなければならない。

(5) ブラジルにおいてされた出願が、原出願国からの書類に忠実に記載されている場合は、出願人は自由翻訳文に代え、その趣旨の陳述書を提出することができる。

(6) 優先権が譲渡によって取得されている場合は、その関係書類は、出願日から 180 日以内、又は該当するときは、国内処理の開始日から 60 日以内に提出しなければならないが、原出願国における領事認証は求められない。

(7) 本条に定めた期限内に証拠を提出しなかった場合は、優先権は失効する。

(8) 優先権の主張を伴ってされた出願の場合は、早期公開の請求には、優先権証明書を添付しなければならない。

第 17 条

発明特許又は実用新案特許の出願であって、優先権の主張を伴わずに最初にブラジルにおいてなされ、未だ公開されていないものがある場合は、同一の出願人又は承継人が 1 年以内に同一の内容についてブラジルで行う後の出願に対しても、優先権が与えられる。

(1) 優先権は、先の出願に開示された内容についてのみ認められるものとし、追加された新たな内容には及ばない。

(2) 係属中の先の出願は、最終的に取り下げられたとみなされる。

(3) 先の出願の分割から生じた特許出願は、優先権主張の基礎とすることができない。

第 3 節 特許を受けることができない発明及び実用新案

第 18 条

次に掲げるものは、特許を受けることができない。

(I) 道徳、善良の風俗、並びに公共の安全、公の秩序及び公衆の衛生に反するもの

(II) 原子核変換から生じる全ての種類の物質、材料、混合物、元素又は製品、及びその物理化学的属性の変態、並びにそれらの取得又は変態のための方法

(III) 生物の全体又は一部分。ただし、第 8 条に規定した特許を受けるための 3 要件、すなわち、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の要件を満たし、かつ、単なる発見ではない遺伝子組み替え微生物を除く。

補項 本法の規定の適用上、遺伝子組み替え微生物とは、植物又は動物の全体又は一部を除いた有機体であって、その遺伝子構成への直接の人的介入により、通常自然の状態では到達し得ない特性を示しているものをいう。

第3章 特許出願

第1節 出願

第19条

特許出願書類には、INPIが定めた条件に従い、次に掲げるものを含めなければならない。

- (I) 願書
- (II) 明細書
- (III) クレーム
- (IV) 図面(必要な場合)
- (V) 要約書, 及び
- (VI) 出願手数料の納付証明書

第20条

出願書類が提出されたときは、方式に係る予備審査が行われ、かつ、書類が適切に作成されていると認められたときは、記録されて、その提出日が出願日とみなされる。

第21条

出願書類が、第19条の方式要件の規定を満たしていないが、対象、出願人及び発明者に関する事項を含んでいる場合は、日付入りの受領証と引き替えに、それをINPIに提出することができる。INPIは、30日以内に満たすべき要件を定めるものとし、要件が満たされなかったときは、書類を返却し又は出願を却下する。

補項 要件が満たされたときは、当該出願は前記の受領日にされたものとみなされる。

第2節 出願の条件

第22条

発明特許出願は、単一の発明、又は単一の発明概念を形成するように相互に関連した一群の発明に係わるものでなければならない。

第23条

実用新案特許出願は、単一の主たる新案に係わるものでなければならず、当該新案には、その対象の技術・機能的及び材質的単一性が維持されることを条件として、複数の異なる追加要素又は構造的若しくは形態的変異を含めることができる。

第24条

明細書には出願の対象を、当該分野の熟練者による複製が可能となる程度に明確かつ十分に記載しなければならない。該当する場合は、それを実行するための最善の方法を表示しなければならない。

補項 出願の対象の実行にとって不可欠である生物材料が、本条に従った記載をすることができず、かつ、公衆が入手することのできないものである場合は、明細書は、INPIにより

認可され又は国際協定で指示された機関に、その材料を寄託することによって補充しなければならない。

第 25 条

クレームは、明細書において具体化するものとし、出願の明細を特徴付け、保護を求める内容を明瞭かつ正確に定義するものでなければならない。

第 26 条

特許出願は、出願審査が終了するまでは、職権又は出願人の請求により 2 以上の出願に分割することができる。ただし、分割出願が次に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

(I) 原出願に明確に言及していること、及び

(II) 原出願に開示されている内容の範囲を超えていないこと

補項 本条の規定に従っていない分割請求は却下される。

第 27 条

分割出願は、原出願の出願日を保有し、かつ、該当する場合は、原出願に係わる優先権の特典を享受する。

第 28 条

分割出願は、その各々について、該当する手数料を納付しなければならない。

第 29 条

取り下げられ又は放棄された特許出願は、公告される。

(1) 取下の請求は、出願日又は最先の優先日から 16 月以内にしなければならない。

(2) 先の出願が何らの効力も生じることなく取り下げられた場合は、それに続く最先の出願に優先権が付与される。

第 3 節 出願の処理及び審査

第 30 条

特許出願は、出願日から又は優先日がある場合は最先の優先日から 18 月の間は秘密にしておくものとし、その後は、第 75 条に定める事情の場合を除き、公開される。

(1) 出願公開は、出願人からの請求があったときは、早めることができる。

(2) 出願公開には、特許出願を特定する資料を含めるものとし、明細書、クレーム、要約書及び図面の謄本は、INPI において公衆の利用に供するものとする。

(3) 第 24 条補項にいう場合において、本条にいう公開をしたときは、当該生物材料は、公衆にとって入手可能なものとなるようにしなければならない。

第 31 条

出願公開から審査終了までの期間においては、利害関係人は審査に資する書類及び資料を提出することができる。

補項 審査は、出願公開から 60 日が経過するまでは開始されない。

第 32 条

出願人は、特許出願を一層明瞭又は明確にするため、審査請求時まで、特許出願の補正をすることができる。ただし、補正は、出願書類によって最初に開示した内容を超えないことを条件とする。

第 33 条

出願人又はその他の利害関係人は、出願日から 36 月の期間内に特許出願の審査を請求しなければならない。請求をしなかったときは、その出願は却下される。

補項 特許出願は、出願が却下されてから 60 日以内に出願人が回復の請求をし、特定の手数料を納付した場合は、回復させることができる。前記の手続をしなかった場合は、出願は、最終的に却下される。

第 34 条

審査請求をした後に、次に掲げるものを要求されたときは、60 日の期間内に提出しなければならない。提出しなかったときは、その出願は却下される。

- (I) 優先権を主張している場合、他国における対応する出願の承認に係る異論、先行技術調査書及び審査結果
- (II) 出願に係る手続及び審査を適正に行うために必要な書類
- (III) 第 16 条(2)にいう適切な書類に代えて、同条(5)にいう陳述書を提出した場合は、当該書類についての自由翻訳文

第 35 条

技術的審査をしたときは、次に掲げる事項に関し、調査報告書及び見解書を作成する。

- (I) 出願の特許性
- (II) クレームの内容に鑑みた出願の適切性
- (III) 出願の再編成又は分割、又は
- (IV) 技術的要件

第 36 条

前記の見解書が、出願の非特許性若しくはクレームの内容に対する出願の不適合性を確認するものであるか、又は何らかの要求を行うものである場合は、出願人は、90 日の期間内に意見書を提出するよう通知を受けるものとする。

- (1) 要求に対する応答がなかったときは、出願は最終的に却下される。
- (2) 要求に対する応答があった場合は、要求が満たされておらず又はその設定に異論があるときであっても、また、出願内容の特許性若しくはクレームの適合性についての意見が提出されているか否かに拘らず、審査は継続されるものとする。

第 37 条

審査が終了したときは、特許出願を承認し又は拒絶する旨の決定が下される。

第4章 特許の付与及び存続期間

第1節 特許の付与

第38条

特許は、出願が承認され、関連する手数料についての納付証明書が提出された後に、特許証を交付することにより付与される。

(1) 手数料の納付及びその納付証明書の提出は、出願承認後 60 日の期間内にしなければならない。

(2) 本条に定めた手数料は、通知の有無に拘りなく、前項にいう期限後 30 日以内に、特定手数料を納付の上で納付し、かつ、その証明をすることもできる。当該納付をしなかったときは、出願は最終的に却下される。

(3) 特許は、特許を付与する旨の公告の日に付与されたものとみなされる。

第39条

特許証は、その番号、名称、保護の種類、第 6 条(4)の規定に従う発明者の名称、権利所有者の識別及び住所、存続期間、明細書、クレーム、図面並びに優先権に関する事項を含むものとする。

第2節 特許存続期間

第40条

出願日から起算して、発明特許は 20 年の期間、実用新案特許は 15 年の期間について効力を有する。

補項 特許存続期間は、特許付与日から起算して、発明特許の場合は 10 年未満、実用新案特許の場合は 7 年未満であってはならない。ただし、INPI が、係属中であることが確認されている訴訟又は不可抗力のために、出願の実体審査をすることができなかったときは、この限りでない。

第5章 特許によって付与される保護

第1節 権利

第41条

特許によって付与される保護の範囲は、クレームの内容により決定され、明細書及び図面に基づいて解釈される。

第42条

特許はその権利所有者に対して、第三者がその同意を得ることなく次に掲げるものを生産し、使用し、販売の申出をし、販売し又はそれらの目的で輸入することを阻止する権利を与える。

(I) 特許の対象である製品

(II) 特許された方法又はその方法により直接得られた製品

(1) 更に、特許所有者には、第三者が本条にいう行為を他人が行うのを援助することを阻止する権利が与えられる。

(2) (II)にいう方法特許の権利は、製品の所有者が、特定の司法決定を通じ、その製品を特許により保護されている方法とは異なる製造方法によって取得したことを証明しなかったときは、侵害されたものとみなされる。

第 43 条

前条の規定は、次に掲げる事項には適用しない。

(I) 許可を得ていない第三者が、私的に、かつ、商業目的でなく行う行為。ただし、当該行為が特許所有者の経済的利益を損なわないことを条件とする。

(II) 許可を得ていない第三者が、科学的若しくは技術的研究又は調査に関連して、実験の目的で行う行為

(III) 個別の症例について、資格を有する専門家が医師の処方に従って行う医薬品の調合、及びその様にして調合された医薬品

(IV) 方法特許又は製品特許によって製造され、特許所有者により直接に又は特許所有者の同意を得て、国内市場に出された製品

(V) 生命体物質に係わる特許の場合であって、経済的意図を有さず、他の製品を取得するための変種又は増殖の出発物質として特許製品を使用する第三者

(VI) 生命体物質に係わる特許の場合であって、特許所有者又は実施権者により適法に商業化された特許製品を使用し、流通させ又は販売する第三者。ただし、特許製品が当該生命体物質の商業的増殖のために使用されないことを条件とする。及び

(VII) 許可を得ていない第三者が特許発明に関してする行為であって、第 40 条(訳注：原文の第 10 条は誤まりと思われる。)に規定した存続期間の終了後における特許製品の利用及び商業化を可能にするために、ブラジル又は外国において商業登記をするための情報、資料及び試験結果を提供することのみをその目的としているもの

第 44 条

特許所有者には、出願公開日から特許付与日までに生じたものを含め、特許対象の不当実施に関して補償を得る権利が与えられる。

(1) 違反者が、如何なる方法によってであれ、出願公開前に出願内容を知得していたときは、補償目的では、不当実施期間は実施開始日から起算する。

(2) 特許出願の対象が、第 24 条補項に規定されるとおり寄託された生物材料に係わるものであるときは、補償についての権利は、生物材料を公衆が入手することができるようにされたとき以後に限り、承認される。

(3) 特許付与前の期間に関するものを含めて不当実施に対して補償を得る権利は、第 41 条に規定した特許対象の内容に限定される。

第2節 先使用者

第45条

特許出願に係わる出願日又は優先日の前に、ブラジルにおいて出願の対象を善意で実施していた者には、負担を伴うことなく、従前通りの方法及び条件で、その実施を継続する権利が与えられる。

(1) 本条に基づいて与えられる権利は、特許の対象に直接関連している事業若しくは会社又はその一部と共にする場合に限り、譲渡又はリースにより移転させることができる。

(2) 本条にいう権利は、特許の対象を第12条による開示を通じて知得した者には付与されない。ただし、出願が開示後12月以内に行われていることを条件とする。

第6章 特許の無効

第1節 総則

第46条

本法の規定に違反して付与された特許は無効である。

第47条

無効は、すべてのクレームには及ばないこともあり、部分的無効の条件は、残りのクレーム自体が特許を受けることができる内容を構成していることである。

第48条

特許の無効は、出願日から効力を生じる。

第49条

第6条の規定が遵守されていない場合は、発明者は、選択的に、司法手続において特許の判定を求めることができる。

第2節 行政上の無効手続

第50条

次に該当するときは、行政的に特許の無効が宣言される。

(I) 法定要件の何れかが満たされていなかったこと

(II) 明細書及びクレームが、第24条及び第25条の規定を満たしていなかったこと

(III) 特許の対象が、本来の出願内容を超えていること、又は

(IV) 出願処理の過程において、特許を付与するために不可欠な本質的手続の内の何れかが欠落していたこと

第51条

無効手続は、特許付与から6月の期間内に、職権により又は正当な利害関係を有する者の請

求に基づいて、開始することができる。

補項 無効手続は、特許が消滅しても続行するものとする。

第52条

特許所有者は、60日の期間内に意見書を提出するよう通知を受けるものとする。

第53条

前条に定めた期限が満了したときは、意見書が提出されているか否かに拘りなく、INPIは見解書を交付し、特許所有者及び申請人に対し、60日の共通期間内に意見書を提出するよう通知するものとする。

第54条

前条に定めた期限が終了したときは、意見書が提出されていない場合であっても、INPI長官がその事件について決定を行い、それによって行政手続は終結するものとする。

第55条

本節の規定は、該当する場合は追加証明書に準用する。

第3節 司法上の無効手続

第56条

INPI又は正当な利害関係を有する者は、特許存続期間中は何時でも、司法上の無効手続を提起することができる。

(1) 抗弁として、何時でも特許の無効を申し立てることができる。

(2) 裁判官は、相応の手続要件が満たされていることを条件として、予防的又は付随的措置として、特許の効力停止を命じることができる。

第57条

特許無効の司法手続は、連邦裁判所に提起しなければならず、INPIは、自らが原告でないときは、その訴訟に参加するものとする。

(1) 特許所有者である被告による応答期限は、60日とする。

(2) 無効訴訟についての判決が確定したときは、INPIは、第三者に告示するために公告するものとする。

第7章 譲渡及び登録

第58条

特許出願又は特許は、その内容が分割できないものであっても、全部又は一部を移転させることができる。

第 59 条

INPI は、次に掲げる登録を行うものとする。

- (I) 譲渡。これには、譲受人の完全な識別を記載する。
- (II) 出願又は特許に課せられている制限又は負担の全て、及び
- (III) 出願人又は特許所有者の名称、本拠地又は住所の変更

第 60 条

登録は、その公告の日から第三者に対して効力を有する。

第 8 章 ライセンス

第 1 節 任意ライセンス

第 61 条

特許所有者又は出願人は、ライセンス契約を締結することができる。

補項 特許所有者は、実施権者に対し、特許を防御するための措置を講じる一切の権限を付与することができる。

第 62 条

ライセンス契約は、第三者に対して効力を生じるためには、INPI に登録しなければならない。

- (1) 登録は、その公告の日から第三者に対して効力を有する。
- (2) 実施証明のためには、ライセンス契約を INPI に登録する必要はない。

第 63 条

ライセンスの対象とされている特許に導入された改良は、当該改良を行った当事者に帰属するものとし、相手方当事者は改良についてライセンスを受ける優先権を有するものとする。

第 2 節 実施許諾用意

第 64 条

特許の所有者は、INPI に対し、その特許の実施許諾用意を進めるよう求めることができる。

- (1) INPI は、当該許諾用意を公告するものとする。
- (2) 特許所有者が当該許諾用意を取り下げない限り、排他的任意ライセンスは INPI に登録することができない。
- (3) 排他的任意ライセンスが締結されている特許は、実施許諾用意の対象とすることができない。
- (4) 特許所有者は、関係当事者が許諾用意の条件を明示的に受諾するまでは、何時でもその許諾用意を取り下げることができ、取り下げた場合は、第 66 条の規定は適用しない。

第 65 条

特許所有者と実施権者との間で合意が成立しなかったときは、両当事者は INPI に対し、その対価の裁定を求める申請をすることができる。

(1) 本条の適用にあたっては、INPI は、第 73 条(4)の規定に従うものとする。

(2) 対価が設定されてから 1 年が経過したときは、それを改訂することができる。

第 66 条

許諾用意の対象である特許に対しては、許諾用意の申出から最初のライセンス許諾(ライセンスの方式を問わない。)までの期間について、その年金を半額に減額する。

第 67 条

特許所有者は、実施権者が許諾日から 1 年以内にライセンスの有効な実施を開始しなかった場合、又は実施が 1 年を超える期間中断された場合、又は実施条件が満たされなかった場合は、ライセンスの解除を請求することができる。

第 3 節 強制ライセンス

第 68 条

特許所有者が特許によって得られた権利を濫用したこと、又はその権利を使用して経済力を濫用したことが、行政上若しくは司法上の決定によって証明された場合は、特許所有者は、その特許に関して強制ライセンスが付与されることに従わなければならない。

(1) 次の場合も、強制ライセンス付与の事由となる。

(I) 特許製品を製造せず若しくは不十分に製造すること、又は特許方法を完全には使用しないことにより、特許対象がブラジル国内において実施されない場合。ただし、この規定は、実施が経済的に実行不可能な場合を対象外とし、その場合は、輸入を認めるものとする。又は

(II) 商業化が、ブラジル市場の需要を満たす程度には行われていない場合

(2) ライセンスは、正当な利害関係を有し、かつ、特許対象を有効に実施する技術的及び経済的能力を有する者のみが、主として国内市場をその対象として、申請することができる。この場合は、前項(I)に記載した除外規定は適用しない。

(3) 経済力の濫用を事由として強制ライセンスが付与されたときは、国内製造をしようとする実施権者に対しては、第 74 条に規定した期間に限り、ライセンス対象物の輸入を認めるものとする。ただし、特許所有者により直接又はその同意を得て国内市場向けにライセンス対象物が投入されていたことを条件とする。

(4) 特許を実施するための輸入及び前項に規定した輸入の場合は、第三者に対しても、方法特許又は製品特許により製造された製品を輸入することが認められる。ただし、その製品が特許所有者により又はその同意を得て国内市場に投入されていることを条件とする。

(5) (1)の対象である強制ライセンスは、特許付与から 3 年が経過するまでは、申請することができない。

第 69 条

強制ライセンスは、特許所有者がその申請の日に次に該当していたことを弁明(証明)したと

きは、付与されない。

- (I) その不使用が正当な理由に基づいていること
- (II) 実施のための真剣かつ有効な準備をしていること、又は
- (III) 製造又は販売の不実施が法的性質の障害によるものであること

第70条

次に掲げる条件の全てに該当するときも、強制ライセンスが付与される。

- (I) 1の特許が他の特許に従属しているという事情があること
 - (II) 従属特許の対象が先の特許に対して、実質的な技術的進歩を構成していること、及び
 - (III) 先の特許の所有者が従属特許の所有者との間で、先の特許の実施に関する合意に達していないこと
- (1) 本条の適用上、特許の実施が必然的に先の特許対象の使用に依存している場合、その特許は従属特許とみなされる。
- (2) 本条の適用上、方法の特許は、それに係わる製品の特許に従属しているとみなすことができ、また、同様に、製品の特許が方法の特許に従属しているとみなすことができる。
- (3) 本条の規定によりライセンスの付与が行われた特許の所有者は、従属特許に関して強制ライセンスを取得する権利を有するものとする。

第71条

連邦行政権の決定により、国家緊急事態又は公共の利益に係わる事態であると宣言された事情において、特許所有者又は実施権者がそれに係わる必要を満たさないときは、それらの権利所有者の権利を損なわないことを条件として、職権により、その特許を実施するための一時的かつ非排他的強制ライセンスを付与することができる。

補項 強制ライセンスの付与に際しては、その期間及び延長の可否について定めるものとする。

第72条

強制ライセンスは、常に非排他的ライセンスとして付与するものとし、サブライセンスを付与することは認められない。

第73条

強制ライセンスの付与を求める申請書は、特許所有者に申し入れる条件を表示して作成しなければならない。

- (1) ライセンス申請書が提出されたときは、特許所有者に通知し、60日の期間内に意見書を提出するよう求めるものとする。当該期間が満了した場合において、特許所有者が意見書を提出していないときは、申請者の提案は、申入条件に基づいて受理されたものとみなされる。
- (2) 特許権の濫用又は経済力の濫用があったと主張するライセンス申請人は、それを証明する書類を添付しなければならない。
- (3) 不実施を事由として強制ライセンスの付与を求める申請が行われた場合は、特許所有者が実施の証明をしなければならない。
- (4) 申請に対して異論が出されたときは、INPIは、委員会の設置を含めて必要な調査を行い、

特許所有者に支払う対価を裁定することができる。当該委員会には INPI に属さない専門家を含めることができる。

(5) 連邦、州又は地方自治体の、直接又は間接に行政に携わっている機関及び団体は、対価の裁定に資するために要求される情報を INPI に提出しなければならない。

(6) 対価を裁定するときは、個々の事件の事情を考慮し、かつ、付与されるライセンスの経済的価値を必ず考慮しなければならない。

(7) INPI は、事件に関する証拠を収集した後、60 日の期間内に、強制ライセンスの付与及びその条件について決定する。

(8) 強制ライセンスを付与した決定に対する審判請求は、停止効果を有さない。

第 74 条

正当な理由がある場合を除き、実施権者はライセンスの付与を受けたときから 1 年以内に特許対象の実施を開始しなければならないものとし、また、前記と同じ期間の中断が認められるものとする。

(1) 本条の規定が守られなかったときは、特許所有者はライセンスの解除を要求することができる。

(2) 実施権者は、特許を防御する措置を講じる一切の権限を与えられるものとする。

(3) 強制ライセンスが付与された場合、当該ライセンスの移転は、事業体の内のそのライセンスを実施している部門の移転、譲渡又はリースと共にする場合にのみ、認められるものとする。

第 9 章 国防上の利害に係わる特許

第 75 条

最初にブラジルにおいて行われた特許出願であって、その対象が国防上の利害に係わるものは、秘密に処理するものとし、本法に定めた公開に従わない。

(1) INPI は、出願書類を行政権内の管轄機関に直ちに回付するものとし、後者は 60 日の期間内に、出願を秘密にすることの必要性に関して陳述を行うものとする。前記の期間内に、管轄機関からの陳述が行われなかったときは、その出願を通常通りに処理する。

(2) 国防上の利害に係わるとみなされた対象を有する特許を外国において出願することは、その何らかの開示と同様に、管轄機関からの明示的許可があった場合を除き、禁止される。

(3) 国防上の利害に係わる出願又は特許の実施及び移転は、管轄機関から事前の許可を得ることを条件とし、出願人又は特許所有者の権利が制限される場合は何時でも、その補償が行われる。

第 10 章 発明の追加証明書

第 76 条

発明特許に係わる出願人又は特許所有者は、進歩性を欠く場合であっても、発明の内容に加えた改良又は進展を保護するために、特定手数料を納付して、追加証明書を申請することができる。ただし、その内容が元の内容と同一の発明概念に含まれていることを条件とする。

- (1) 主たる出願が既に公開されている場合は、追加証明書の申請は直ちに公開される。
- (2) 追加証明書申請の審査は、前項に規定した以外に、第 30 条から第 37 条までの規定に従うものとする。
- (3) 追加証明書の申請は、その対象が同一の発明概念を示していないときは、却下される。
- (4) 出願人は、審判請求期間内において、かつ、該当する手数料を納付することにより、追加証明書申請を特許出願に変更し、追加証明書申請の申請日を特許出願の出願日とするよう、請求することができる。

第 77 条

追加証明書は特許の付属物であり、特許と同一の存続期間を有し、全ての法的効力において特許に付随する。

補項 無効の訴訟手続においては、特許所有者は、追加証明書に係わる内容を、特許存続期間を損なうことなく、存続させることが可能か否かを決定するために審理をするよう請求することができる。

第 11 章 特許の消滅

第 78 条

特許は、次に掲げる事情が生じたときは消滅する。

- (I) 存続期間の満了
- (II) 特許所有者が相手方当事者の権利を損うことなく特許を放棄したこと
- (III) 権利剥奪
- (IV) 第 84 条(2)及び第 87 条に定める期限内に年金を納付しなかったこと、及び
- (V) 第 217 条の規定を遵守しなかったこと

補項 特許が消滅したときは、その対象は公有となる。

第 79 条

特許の放棄は、それが第三者の権利を損なわない場合にのみ容認される。

第 80 条

最初の強制ライセンスが付与されてから 2 年が経過した後、当該期間中に特許の濫用又は不実施を十分に防止又は是正することができなかつた場合は、それに係わる特許は、職権により又は正当の利害関係を有する者からの請求に基づいて剥奪される。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 剥奪請求日又は職権による剥奪手続開始日に特許の実施が開始されていなかった場合は、特許は剥奪される。
- (2) 請求に基づいて開始された剥奪手続において、請求人がその請求を取り下げた場合にも、INPI は当該手続を続行することができる。

第 81 条

特許所有者に対しては、剥奪請求に関する意見書を 60 日の期間内に提出するよう公告によ

り求めるものとし、当該所有者は実施を証明する義務を負う。

第 82 条

決定は、前条記載期間の終了から 60 日以内に行うものとする。

第 83 条

剥奪手続に関する決定は、請求日又は職権による手続の開始についての公告日から効力を有するものとする。

第 12 章 年次手数料

第 84 条

出願人及び特許所有者は、出願日後の第 3 年度の始期から年次手数料を納付しなければならない。

(1) INPI は、年金の前納についての規定を設けるものとする。

(2) 納付は、各年度の最初の 3 月内に行うものとするが、通知の有無に拘らず、追加手数料を納付することを条件として、前記期間後 6 月以内に行うこともできる。

第 85 条

前条の規定は、ブラジルにおいて効力を有する条約に基づいて行われる国際出願に適用する。国内処理開始日前に納付時期が到来する年次手数料は、国内処理の開始日から 3 月の期間内に納付しなければならない。

第 86 条

第 84 条及び第 85 条の規定に従って年次手数料を納付しなかったときは、その結果として、出願が却下され又は特許が消滅する。

第 13 章 回復

第 87 条

特許出願又は特許は、出願人又は特許所有者が、出願の却下又は特許の消滅についての通知を受けてから 3 月以内に、特定手数料を納付してその旨の請求をするときは、回復することができる。

第 14 章 従業者又は役務提供者が創出した発明及び実用新案

第 88 条

発明及び実用新案が、ブラジルにおいて履行される雇用契約であって、研究若しくは発明のための活動を目的としているものに起因している場合、又は従業者の雇用目的である役務の性質に起因している場合は、その発明及び実用新案は排他的に使用者に帰属する。

(1) 契約に別段の定めがあるときを除き、本条にいう業務についての報奨は、協定されてい

る給与を限度とする。

(2) 反証が挙げられない限り、従業者が雇用期間終了後 1 年以内に特許出願する発明又は実用新案は、雇用期間内に開発されたものとみなす。

第 89 条

特許所有者である使用者は、利害関係人と協議の上、又は会社の規則に従い、発明又は改良の創出者である従業者に対し、発明の実施から得られる経済的利益についての持分を与えることができる。

補項 本条にいう持分は、如何なる場合にも、従業者の給与には組み込まれない。

第 90 条

従業者が開発した発明又は実用新案が、雇用契約に関係なく、かつ、使用者の資源、資産、資料、原料、施設又は器具を使用したことの成果でない場合は、当該発明又は実用新案は専ら従業者に属するものとする。

第 91 条

発明又は実用新案が、従業者による個人的貢献及び使用者が所有する資源、資料、資産、原料、装置又は器具の使用の所産であるときは、契約に別段の明示規定があるときを除き、その発明又は実用新案は均等の持分による共有財産とする。

(1) 関係する従業者が 2 名以上である場合は、契約に別段の定めがあるときを除き、従業者の持分は、関係従業者間で均等に配分されるものとする。

(2) 使用者は、実施に関するライセンスについての排他的権利を有するものとし、また、従業者は正当な報奨金を受ける権利を有するものとする。

(3) 別段の合意があるときを除き、使用者は特許の対象の実施を特許付与日から 1 年以内に開始しなければならず、開始しなかったときは、特許の所有権は排他的権利として従業者に移転するものとする。ただし、実施しなかったことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

(4) 譲渡が行われるときは、同一条件にある何れの共有者も優先の権利を行使することができる。

第 92 条

前条の規定は、雇用関係にない労働者又は見習労働者と契約当事者である企業との間の関係、及び契約当事者である複数企業間の関係に準用する。

第 93 条

本章の規定は、連邦、州若しくは地方自治体の直接的又は間接的行政主体に準用する。

補項 第 88 条が適用される場合は、発明者に対しては、本条の対象である行政主体の定款又は規約に定められている方法と条件により、特許の実施から得られる利益の一部に相当する報奨金が与えられるものとする。

第2編 意匠

第1章 所有権

第94条

意匠創作者は、本法に定めた条件に基づき、その者に意匠の所有権を与える意匠登録を取得する権利を有するものとする。

補項 第6条及び第7条の規定は、適切な場合は意匠登録に準用する。

第2章 登録性

第1節 登録を受けることができる意匠

第95条

物品の装飾的造形体又は製品に利用することができる線及び色彩の装飾的配置であつて、その外形に新規かつ独創的な視覚的成果をもたらし、工業生産のためのひな形にすることができるものは、意匠とみなされる。

第96条

意匠は、技術水準の一部でないときは、新規であるとみなされる。

(1) 技術水準は、出願日前にブラジル又は外国において、本条(3)及び第99条の規定を損なうことなく、使用その他の手段により公衆の利用に供された全てのものをもって構成される。

(2) 新規性を決定する目的のみに限っては、ブラジルで行われた特許出願又は登録出願であつて、未だ公開されていないものの内容全体も、それが事後的であれ公開されることを条件として、出願日又は主張されている優先日以降の技術水準に含まれているとみなされる。

(3) 意匠は、出願日又は主張する優先日前180日以内に開示され、その開示が第12条(I)から(III)までに記載した事情の下で行われた場合は、技術水準の一部であるとはみなされない。

第97条

意匠が、先行する他の物品とは異なる視覚的形狀をもたらす場合は、その意匠は独創的であるとみなす。

補項 公知の要素の結合であっても、独創的な視覚的成果と認められることがある。

第98条

純芸術作品は、意匠とはみなされない。

第2節 優先権

第99条

第16条の規定は、意匠登録に準用する。ただし、同条(3)に規定した期間は90日に変更する。

第3節 登録を受けることができない意匠

第100条

次に掲げるものは、意匠としての登録を受けることができない。

- (I) 道徳及び善良の風俗に反するもの、又は他人の名誉若しくは印象を害するもの、又は良心、信条、信仰の自由を損い、尊敬及び崇拝に値する思想及び感情を損なうもの
- (II) 対象物が通常又は一般に備える必然的な形状、又は技術的若しくは機能的配慮によって本質的に決定される形状

第3章 登録出願

第1節 出願

第101条

登録出願には、INPIが定めた条件に基づき、次のものを含めなければならない。

- (I) 願書
- (II) 該当する場合は、明細書
- (III) 該当する場合は、クレーム
- (IV) 図面又は写真
- (V) 対象物の利用分野、及び
- (VI) 出願手数料の納付証明書

補項 登録出願を構成する書類は、ポルトガル語で作成しなければならない。

第102条

提出された出願書類については、予備的方式審査を行い、書類が適正であると認めたときは、それに内容摘要を付し、その提出日を出願日とみなす。

第103条

出願書類が第101条の方式要件の規定を満たしていない場合であっても、出願人、意匠及び創作者に関する十分な資料を含んでいるときは、日付入りの受領書と引き換えに、その書類をINPIに提出することができ、INPIは5日の期間内に満たすべき要件を定めるものとする。要件を満たさなかったときは、その出願は存在しなかったものとみなされる。

補項 要件を満たしたときは、出願は、出願書類提出日にされたものとみなされる。

第2節 出願条件

第104条

意匠登録出願は、単一の対象に係わるものとしなければならないが、当該対象については、複数の変異を認めるものとする。ただし、それらが同一用途に係るものであり、かつ、同一の顕著な識別性を有していることを条件とし、各出願に含める変異の数は、20を限度とす

る。

補項 図面は、対象物及びもしあればその変異を、当該分野の熟練者が複製することができるように、明瞭かつ十分に表示していなければならない。

第 105 条

第 106 条(1)に基づいて守秘請求があった場合は、当該出願は、出願日から 90 日以内に取り下げることができる。

補項 先の出願が何らの効力を生じることなく取り下げられた場合は、その後最初に行われる出願に優先権が付与される。

第 3 節 出願の処理及び審査

第 106 条

意匠登録出願が行われ、第 100 条、第 101 条及び第 104 条の規定が満たされている場合は、その出願は自動的に公告されるものとし、同時に登録が付与され、それに係わる登録証が交付される。

(1) 出願人が出願時に請求したときは、出願は、出願日から 180 日間秘密にすることができ、その後処理が行われる。

(2) 出願人が第 99 条の規定の適用を受けるときは、出願の処理は、優先権書類の提出を待って行う。

(3) 第 101 条及び第 104 条の規定が満たされていないときは、出願人に対して要請がなされ、出願人は 60 日以内に応答しなければならない。応答がないときは、その出願は、最終的に却下される。

(4) 第 100 条の規定が満たされていないときは、その登録出願は、拒絶される。

第 4 章 登録の付与及び存続期間

第 107 条

登録証には、その番号、名称、創作者の名称(第 6 条(4)の規定に従う。)、登録意匠の所有者の名称、国籍及び住所、存続期間、図面、外国の優先権に関する事項、並びにもしあれば明細書及びクレームを含むものとする。

第 108 条

登録は、出願日から 10 年間効力を有するものとし、5 年を単位として連続する 3 回の期間延長を受けることができる。

(1) 延長申請は、登録存続期間の最終年度中に、延長手数料の納付証明書を添付して行わなければならない。

(2) 登録意匠の所有者が登録存続期間が終了するまでに延長申請をしなかったときは、その者は、追加手数料を納付することを条件として、その後の 180 日以内に、その申請をすることができる。

第5章 登録によって付与される権利

第109条

意匠の所有権は、有効に付与された登録によって取得される。

補項 第42条、並びに第43条(I)、(II)及び(IV)の規定は、意匠登録に準用する。

第110条

登録出願に係る出願日又は優先日前に、ブラジルにおいて登録対象を善意で実施していた者は、負担を負うことなく、従前と同じ方法及び条件で、その実施を継続する権利を有するものとする。

(1) 本条に基づく権利は、登録対象の実施に直接に関連している事業若しくは会社又はその一部と共にする場合にのみ、譲渡又はリースにより、移転させることができる。

(2) 本条による権利は、第96条(3)の下での開示によって登録対象を知得した者には付与されない。ただし、出願が、開示から6月の期間内に行われることを条件とする。

第6章 実体審査

第111条

登録意匠の所有者は、登録存続期間中いつでも、その登録対象の新規性及び独創性に関する審査を請求することができる。

補項 INPI は、実体審査に関する見解書を発行するものとし、第95条から第98条までに規定した要件の内の少なくとも1が欠落していると結論付けるものである場合は、当該見解書を職権による登録無効手続の開始理由とすることができる。

第7章 登録の無効

第1節 通則

第112条

本法に違反して付与された登録は、無効とする。

(1) 登録の無効は、それに係わる出願の出願日から効力を生じるものとする。

(2) 第94条の規定に対する違反があったときは、創作者は、選択的に、登録の裁定を求めることができる。

第2節 行政上の無効手続

第113条

登録が第94条から第98条までの規定に違反して付与されている場合は、行政的にその登録の無効を宣言するものとする。

(1) 無効手続は、第111条補項にいう場合を損うことなしに、登録の付与日から5年の期間内に、職権により又は正当な利害関係を有する者からの請求に基づいて、開始することがで

きる。

(2) 無効手続の請求又は職権による開始は，その提出又は公告が登録付与日から 60 日以内に行われた場合は，登録付与の効力を停止させるものとする。

第 114 条

登録の所有者に対しては，公告日から 60 日以内に意見書を提出するよう通知する。

第 115 条

意見書が提出されたか否かに拘らず，前条に規定した期限が終了したときは，INPI は見解書を発行し，登録の所有者及び請求人に対して，60 日以内に意見書を提出するよう求める。

第 116 条

意見書が提出されなかった場合でも，前条に規定した期限が終了したときは，INPI 長官がその事件を決定し，行政手続を終結させる。

第 117 条

無効手続は，登録が消滅した後でも続行するものとする。

第 3 節 司法上の無効手続

第 118 条

第 56 条及び第 57 条の規定は，意匠についての司法上の無効手続に準用する。

第 8 章 登録の消滅

第 119 条

次に該当するときは，登録は消滅する。

(I) 存続期間の満了

(II) 登録の所有者が，第三者の権利を損なわないで，登録を放棄したこと

(III) 第 108 条及び第 120 条に規定した手数料を納付しなかったこと

(IV) 第 217 条の規定に従わなかったこと

第 9 章 5 年期間手数料

第 120 条

登録の所有者は，登録日から起算した第 2 期 5 年期間以降，5 年期間手数料を納付しなければならない。

(1) 第 2 期 5 年期間に対する納付は，登録存続期間の第 5 年度中にしなければならない。

(2) 前記以外の 5 年期間に対する納付は，第 108 条にいう延長申請をするときにしなければならない。

(3) 5 年期間手数料の納付は，割増手数料を納付することを条件として，前項に定めた期間

後 6 月以内にすることができる。

第 10 章 最終規定

第 121 条

第 58 条から第 63 条までの規定は，本編の対象とした内容事項に準用する。また，従業者又は役務提供者の権利は，第 88 条から第 93 条までの規定により定めるものとする。

第 3 編 標章

第 1 章 登録性

第 1 節 標章登録を受けることができる標識

第 122 条

視覚的に認識することができる標識であつて，識別性を有するものは，法的に禁止されていない限り，標章登録を受けることができる。

第 123 条

本法の適用上，次に掲げる定義が適用される。

- (I) 製品標章又はサービスマーク：ある製品又はサービスを，出所は異なるが，同一，類似又は同種である別の製品又はサービスから識別するために使用される標章
- (II) 証明標章：ある製品又はサービスが，品質，特性，使用した原料及び方法等に関し，一定の技術的基準又は規格と合致していることを証明するために使用される標章
- (III) 団体標章：一定の団体の構成員によって提供される製品又はサービスを識別するために使用される標章

第 2 節 標章として登録を受けることができない標識

第 124 条

次に掲げるものは，標章としての登録を受けることができない。

- (I) ブラジル，外国又は国際機関の公の盾，紋章，メダル，旗章，記章，記念物，又はそれらの名称，図形若しくは模造
- (II) 単独の形での文字，数字及び日付。ただし，十分に識別的形状を具えているものを除く。
- (III) 語句，形象又は図形その他の標識であつて，道徳若しくは品位の基準に反するか，又は他人の名誉若しくは印象を害するか，又は良心，信条，信仰の自由若しくは尊敬及び崇拝に値する思想及び感情を損なうもの
- (IV) 公共の団体又は機関の名称又はイニシャルであつて，当該団体又は機関それ自体によって登録申請がされていないもの
- (V) 第三者に属する組織又は企業の名称に係わる特徴的又は識別的要素の複製又は模造であつて，その識別的標識との誤認又は混同を生じさせる虞があるもの

- (VI) 識別の対象とする製品又はサービスに関連する、一般的な、必然的な、共通の、通常の、若しくは単に説明的性格の標識、又は製品若しくはサービスについて、その性質、原産国、重量、価格、品質及び製品の生産若しくはサービス提供の時期に係わる特徴を示すために通常使用される標識。ただし、十分に識別的形状を具えているものを除く。
- (VII) 単に宣伝手段としてのみ用いられる標識又は文言
- (VIII) 色彩及びその名称。ただし、独特でかつ識別的方法により配置又は結合されているものを除く。
- (IX) 地理的表示若しくは混同を生じさせる虞があるその模造、又は地理的表示であると誤認させる虞がある標識
- (X) 標章の使用対象である製品又はサービスに関し、その原産地、出所、性質、品質又は用途について、虚偽の表示となる標識
- (XI) 何れかの種類又は性質の基準を保証するために正規に使用される公の印章の複製又は模造
- (XII) 第 154 条の規定に従って第三者が団体標章又は証明標章として登録している標識の複製又は模造
- (XIII) 公の又は公に認められた運動、芸術、文化、社会、政治、経済又は技術に係る行事の名称、賞牌又は表象、及びその模造であって、誤認を生じさせる虞があるもの。ただし、その行事を推進する管轄の機関又は団体の許可を得ている場合を除く。
- (XIV) 連邦、州、連邦区、地方自治区、自治体又は外国の権利書、保険証書、硬貨及び紙幣の複製又は模造
- (XV) 第三者の個人名若しくはその署名、姓、父称の名又は肖像。ただし、その所有者、相続人又は承継人の同意を得ている場合を除く。
- (XVI) 著名な雅号又は愛称、個人又は団体の芸術上の名称。ただし、その所有者、相続人又は承継人の同意を得ている場合を除く。
- (XVII) 文学、芸術又は科学の著作物、並びにその題名であって、著作権によって保護されており、かつ、混同又は関連の虞があるもの。ただし、それに係わる著作者又は権利所有者の承諾を得ている場合を除く。
- (XVIII) 識別対象とする製品又はサービスに関連する産業、科学及び技術において使用されている技術用語
- (XIX) 同一、類似又は同種の製品又はサービスを識別若しくは証明するために他人が登録している標章の全部又は一部、更に付加があればそれを含めて複製若しくは模造したものであって、他人の標章と混同又は関連を生じさせる虞があるもの。
- (XX) 同一所有者が同一の製品又はサービスに関して有する二重標章。ただし、同じ種類の標章の場合、識別することができる形状を具えているときを除く。
- (XXI) 製品若しくは包装に係わる必然的な、共通の若しくは通常の形状、又は技術的効果の観点から不可欠な形状
- (XXII) 他人の意匠登録によって保護されている対象
- (XXIII) 出願人が事業活動上当然に知っている筈の標章であり、かつ、ブラジル国内又はブラジルが条約を締結しているか若しくは相互主義の待遇を保証している国に本拠又は住所を有する者の所有に係わるものの全部又は一部を模造し又は複製した標識。ただし、この規定は、その標章が、同一、類似又は同種の製品又はサービスを識別するためのものであり、前

記他人の標章との間で混同又は関連を生じさせる虞があることを条件とする。

第3節 著名標章

第125条

ブラジルにおいて登録されており、著名であるとみなされる標章は、全ての活動分野において特別の保護が与えられる。

第4節 周知標章

第126条

産業財産権の保護に関するパリ条約第6条の2(1)により、その事業分野において周知である標章は、ブラジルにおいて既に出願又は登録がされているか否かに拘らず、特別の保護を享受する。

(1) 本条に定めた保護は、サービスマークについても適用する。

(2) INPI は、周知標章の全部又は一部の複製又は模造である標章の登録申請を職権により拒絶することができる。

第2章 優先権

第127条

ブラジルと協定を締結している国において又は国際機関に対して行われた標章登録出願は、それが国内出願の効果を生じるときは、協定に定められている期間内において優先権が与えられるものとし、当該出願は、この期間内に生じた事態により無効とされること又は不利な取扱いを受けることはないものとする。

(1) 優先権の主張は出願するときに行わなければならない。また、60日以内に、ブラジルにおける出願日前の他の優先権をもって補充することができる。

(2) 優先権の主張は、原出願国が交付し、出願番号及び出願日を記載した適切な書類、並びに出願又は登録の写しによって証明しなければならない。前記の写しには、自由翻訳文を添付するものとし、その内容については、出願人が全面的に責任を負うものとする。

(3) 出願時に証明をしなかった場合は、出願から4月以内に証明をしなければならない。それをしなかったときは、優先権は消滅するものとする。

(4) 移転によって取得された優先権の場合は、移転に係わる書類を優先権書類自体と共に提出しなければならない。

第3章 登録出願人

第128条

自然人、又は公法若しくは私法に基づく法人は、標章登録出願をすることができる。

(1) 私法に基づく法人は、当該法人が直接に、又は直接若しくは間接に支配している会社を通じて、現実かつ適法に携わっている事業に関連する標章に限り、登録出願をすることがで

き、出願に際しては、その事情を願書に記載しなければならない。記載しなかったときは、法律上の処罰が科せられる。

(2) 団体標章については、団体を代表する法人であって、その構成員とは異なる活動に携わることができるものに限り、その登録出願をすることができる。

(3) 証明標章については、証明の対象とする製品又はサービスに直接の商業的又は工業的利害関係を有していない法人に限り、その登録出願をすることができる。

(4) 優先権の主張は、出願において本編の規定の適用を免除するものではない。

第4章 標章に関する権利

第1節 取得

第129条

標章の所有権は、本法の規定による有効な登録をすることによって取得され、団体標章及び証明標章に関しては第147条及び第148条の規定に従った所有者には、国内全域における排他的使用が保証される。

(1) 優先日又は出願日に、ブラジル国内において少なくとも6月間、同一、類似又は同種の商品又はサービスを識別又は証明するために、同一又は類似の標章を善意で使用していた者は、登録についての優先の権利を有するものとする。

(2) 当該優先の権利は、標章の使用に直接に関連している事業若しくは会社又はその一部と共にする場合にのみ、譲渡又はリースにより、移転することができる。

第2節 登録によって付与される保護

第130条

標章についての登録所有者又は出願人は、次に掲げる事項についての権利も保有する。

- (I) 自己の登録又は登録出願を移転させること
- (II) 標章のライセンスを許諾すること
- (III) 標章の本質的な信頼性又は名声を守ること

第131条

本法によって与えられる保護は、標章所有者の事業活動に係わる文書、印刷物、広告及び書類への標章の使用にも及ぶものとする。

第132条

標章所有者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (I) 商人又は販売業者が、製品の販売又はその促進のために、識別性を有するその者自身の標識を製品の標章と共に使用することを阻止すること
- (II) 付属部品の製造業者が、製品の用途を表示するために標章を使用することを妨げること。ただし、この規定は、製造業者が公正な競争慣行に従うことを条件とする。
- (III) 第68条(3)及び(4)の規定を除いて、標章の所有者により又はその同意を得た他人によ

り国内市場に出された製品について、その自由な流通を妨げること

(IV) 講演、学術若しくは文芸的作品、又はその他の出版物において、標章に言及するのを妨げること。ただし、この規定は、前記の言及が商業的な含意なしに、かつ、標章の識別性を害することなく行われることを条件とする。

第5章 存続期間、譲渡及び登録

第1節 存続期間

第133条

商標登録は、登録の付与日から10年の期間効力を有するものとし、連続する同一の期間づつ延長を受けることができる。

(1) 延長申請は、登録存続期間の最終年度中に、手数料の納付証明書を添付して行わなければならない。

(2) 登録存続期間が満了するまでに延長申請をしなかった場合は、商標所有者は、追加手数料を納付して、その後の6月内に延長申請をすることができる。

(3) 第128条の規定が遵守されていないときは、延長は承認されない。

第2節 譲渡

第134条

登録出願及び登録は譲渡することができるものとするが、ただし、譲受人がそのことを登録するために適用される法定要件を満たしていることを条件とする。

第135条

譲渡は、同一、類似又は同種の製品又はサービスに係る同一又は類似の標章について、譲渡人名義の全ての出願又は登録を包含していなければならない。この条件が満たされなかったときは、その登録が抹消されるか、又は譲渡されなかった申請が却下される。

第3節 登録

第136条

INPIは、次に掲げる事項を登録する。

(I) 譲受人の完全な識別を含む譲渡

(II) 出願又は登録に課せられている制限又は負担、及び

(III) 出願人又は標章所有者の名称、本拠地又は住所の変更

第137条

登録は、その公告の日から第三者に対して効力を有するものとする。

第 138 条

次に掲げる内容の決定に対しては、審判請求をすることができる。

- (I) 譲渡登録を拒絶するもの
- (II) 第 135 条の条件に基づいて、登録を抹消し又は申請を却下するもの

第 4 節 ライセンス

第 139 条

登録の所有者又は登録出願人は、製品又はサービスの仕様、性質及び品質を効果的に管理する自己の権利を損なうことなく、標章の使用に関するライセンス契約を締結することができる。

補項 前記の所有者は、自己の権利を損なうことなく、使用権者に対し、標章を防御する措置を講じる一切の権限を与えることができる。

第 140 条

第三者に対抗するためには、ライセンス契約を INPI に登録しなければならない。

- (1) 登録は、その公告の日から第三者に対して効力を有するものとする。
- (2) 使用証明の目的では、ライセンス契約を INPI に登録する必要がない。

第 141 条

ライセンス契約の登録を拒絶する決定に対しては、審判請求をすることができる。

第 6 章 権利の喪失

第 142 条

標章登録は、次の場合は消滅する。

- (I) 存続期間の満了
- (II) 標章が表示された製品又はサービスの全部又は一部を対象とする権利の放棄
- (III) 権利の剥奪、又は
- (IV) 第 217 条の規定の不遵守

第 143 条

登録は、正当な利害関係を有する者が請求を行い、登録の付与から 5 年が経過した後の請求日時点において、次に掲げる事情の何れかが存在していた場合は、剥奪される。

- (I) 標章の使用がブラジルにおいて開始されなかったこと、又は
 - (II) 標章の使用が 5 年以上連続して中断されていたか、又はそれと同一の期間において、標章が、登録証に記載されている元の識別性についての変更を含む改変を伴って使用されたこと
- (1) 標章所有者が、その不使用を正当な理由によって弁明したときは、剥奪を行わない。
 - (2) 標章所有者には、60 日の期間内に意見書を提出するよう通知するものとし、また、商標の使用に関する証明、又は正当な理由による不使用の釈明については、商標所有者がその義

務を負うものとする。

第 144 条

標章の使用は、登録証に記載されている全ての製品又はサービス含まなければならない。含まない場合は、標章の使用が証明された製品又はサービスと類似しておらず又は同種でない製品又はサービスに関しては、その登録が剥奪される。

第 145 条

過去 5 年以内に請求された先の手続において、標章の使用が証明されているか、又はその不使用の正当性が証明されている場合は、剥奪請求は考慮されない。

第 146 条

剥奪を宣言し、又は拒絶する決定に対しては、審判請求をすることができる。

第 7 章 団体標章及び証明標章

第 147 条

団体標章の登録出願には、標章使用に関する条件及び禁止事項を定めた使用規約を含めなければならない。

補項 使用規約は、出願書類に添付しないときは、出願日から 60 日以内に提出しなければならない。提出がないときは、出願は最終的に却下される。

第 148 条

証明標章の登録出願には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(I) 証明の対象とする製品又はサービスの特徴、及び

(II) 標章所有者が採用する予定の管理措置

補項 (I)及び(II)にいう書類を出願時に提出しない場合は、60 日の期間内に提出しなければならない。提出がないときは、その出願は最終的に却下される。

第 149 条

使用規約の変更については、すべての変更条件を記載した正式の申請書をもって、INPI に届け出なければならない。届け出がないときは、その変更は考慮されない。

第 150 条

団体標章及び証明標章を使用するためにはライセンスを必要とせず、使用規約中に記載されている使用許可をもって足りるものとする。

第 151 条

団体標章又は証明標章の登録は、第 142 条に規定した消滅事由に加え、次の場合にも消滅する。

(I) それに係わる団体が存在しなくなったこと、又は

(II) 使用規約に規定したものとは異なる条件の下で標章が使用されたこと

第 152 条

団体標章登録の放棄は、それに係わる団体の定款若しくは規約に従って、又は標章の使用規約に従って申請が行われた場合に限り、認められるものとする。

第 153 条

団体標章は、第 143 条から第 146 条までの規定に従い、許可された 2 以上の者によって使用されていない場合は、登録の剥奪が宣言されるものとする。

第 154 条

過去に使用され、かつ、その登録が消滅させられた団体標章及び証明標章は、その登録の消滅から 5 年が経過するまでは、第三者の名義で登録を受けることができない。

第 8 章 出願

第 155 条

出願は、識別性を有する 1 の標識に係わるものでなければならず、また、INPI が定めた条件に従い、次に掲げるものを含んでいなければならない。

(I) 願書

(II) 該当する場合は複製、及び

(III) 出願手数料の納付証明書

補項 願書及びその添付書類は、ポルトガル語で提出しなければならない。外国語による書類があるときは、その自由翻訳文を、出願時又はその後の 60 日以内に提出しなければならない。提出がないときは、その書類は考慮されない。

第 156 条

出願書類が提出されたときは、それについて予備的方式審査が行われる。不備がないと認められたときは、出願書類に内容摘要が付され、その提出日が出願日であるとみなされる。

第 157 条

出願書類であって、第 155 条の規定に方式上合致していないが、出願人、標章及びその類に関する十分な資料を含んでいるものは、日付入りの受領証と引き替えに、INPI に引き渡すことができる。INPI は、出願人が満たすべき要件を 5 日以内に定めるものとし、満たされないときは、出願はなかったとみなす。

補項 前記の条件を満たしたときは、出願は、出願書類の提出日に行われたとみなされる。

第 9 章 審査

第 158 条

出願が受理されたときには、その出願は公告されるものとし、その後の 60 日の期間内に、

異議申立をすることができる。

(1) 異議申立があったときは、出願人に通知するものとし、出願人は 60 日の期間内に意見書を提出することができる。

(2) 第 124 条(XXIII)又は第 126 条を根拠とする異議申立、行政上の無効手続及び司法上の無効手続は、その提起日から 60 日以内に、本法による登録出願が第 124 条(XXIII)又は第 126 条に基づくものであることを証明しない限り、考慮されない。

第 159 条

異議申立期間が経過した後に、又は異議申立があったときは意見書提出が認められた期間の終了時に審査が行われるものとし、その過程で要求が定められ、それに対する回答を 60 日の期間内に提出することが求められる。

(1) 前記の要求についての回答が行われなかったときは、出願は、最終的に取り下げられたものとみなされる。

(2) 回答が行われた場合は、要求が満たされていないか又は要求の設定に反論がされている場合であっても、審査は続行される。

第 160 条

審査が終結したときは、登録出願を承認又は拒絶する旨の決定がなされる。

第 10 章 登録証の交付

第 161 条

出願が承認され、関連する手数料の納付が証明されたときは、登録証が交付される。

第 162 条

登録証の交付及び登録存続期間の最初の 10 年に係る手数料の納付及び証明は、登録承認から 60 日の期間内にしなければならない。

補項 前記の手数料はまた、通知の有無に拘らず、特定手数料を納付して、本条に規定した期限の後 30 日以内に納付し、証明することもできる。それを行わなかったときは、出願は最終的に却下される。

第 163 条

登録証は、関連する決定行為の公告日に付与されたものとみなされる。

第 164 条

登録証には、標章、登録番号及び登録日、登録の所有者の名称、国籍及び住所、指定製品又はサービス、登録の特徴並びに外国の優先権を記載する。

第 11 章 登録の無効

第 1 節 通則

第 165 条

本法の規定に違反して付与された登録は、無効とする。

補項 登録の無効は、全部又は一部とすることができる。一部無効とするための条件は、残存部分が登録を受けることができるとみなされることである。

第 166 条

産業財産権の保護に関するパリ条約の締約国において登録された標章の所有者は、選択的に、同条約第 6 条の 7(1)に規定される司法手続による登録の裁定を請求することができる。

第 167 条

無効宣言は、出願日から効力を有するものとする。

第 2 節 行政上の無効手続

第 168 条

登録が本法の規定に違反して付与されていたときは、行政手続によりその無効が宣言される。

第 169 条

無効手続は、登録証交付日から 180 日の期間内に、職権により又は正当な利害関係を有する者の請求に基づいて、開始することができる。

第 170 条

登録所有者に対しては、60 日の期間内に意見書を提出するよう正式に通知するものとする。

第 171 条

前条に定めた期限が満了したときは、意見書が提出されていない場合であっても、INPI 長官がその事件について決定するものとし、それによって行政上の管轄権は終了する。

第 172 条

無効手続は、登録が消滅しても続行するものとする。

第 3 節 司法上の無効手続

第 173 条

司法上の無効手続は、INPI 又は正当な利害関係を有する者の何れもが提起することができる。

補項 裁判官は、司法上の無効手続の過程において、相応の手続要件が満たされていること

を条件として、標章登録の効力及び標章の使用を停止させる仮処分命令を出すことができる。

第 174 条

登録の無効を宣言するための司法手続は、登録日から 5 年を、その出訴期限とする。

第 175 条

登録についての司法的無効手続は、連邦裁判所に提起しなければならず、INPI は、自らが原告でないときは、参加人としてその手続に参加するものとする。

- (1) 被告が登録所有者であるときは、被告には、答弁のために 60 日の期間が与えられる。
- (2) 司法上の無効手続に関する決定が確定したときは、INPI は、公告をして第三者にその旨を告示する。

第 4 編 地理的表示

第 176 条

地理的表示とは、出所表示又は原産地呼称をいう。

第 177 条

出所表示とは、国、その領土内の都市、地方又は場所についての地理的名称であって、一定の製品の抽出、生産若しくは製造、又は一定のサービスの提供に係わる中心地として知られているものを意味する。

第 178 条

原産地呼称とは、国、その領土内の都市、地方又は場所の地理的名称であって、専ら又は本質的に、その自然的及び人的要因を含む地理的環境に起因する品質又は特性を備えた製品又はサービスを指定するものをいう。

第 179 条

地理的表示に係わる保護は、地理的表示の図式的又は象徴的な表現、及びその名称が地理的表示である国、その領土内の都市、地方又は場所についての地理的表現にも及ぶものとする。

第 180 条

地理的名称が製品又はサービスを指示するものとして一般に使用されるようになったときは、その名称は地理的表示とみなさないものとする。

第 181 条

出所表示又は原産地呼称となっていない地理的名称は、それが虚偽の出所を示唆するものでないことを条件として、製品標章又はサービス標章の特徴的要素として使用することができる。

第 182 条

地理的表示の使用は、その場所において業を営む生産者又はサービス提供者に限定されるものとし、また、原産地呼称の場合は、品質上の要件が満たされていなければならない。

補項 INPI は、地理的表示を登録するための条件を設定するものとする。

第 5 編 産業財産権の侵害

第 1 章 特許侵害

第 183 条

次に掲げる行為をする者は、発明特許又は実用新案特許を侵害することになる。

(I) 特許所有者の許可を得ることなく、発明特許又は実用新案特許の対象である製品を製造すること、又は

(II) 特許所有者の許可を得ることなく、発明特許の対象である手段又は方法を使用すること
刑罰 3 月以上 1 年以下の禁錮、又は罰金

第 184 条

次に掲げる行為をする者は、発明特許又は実用新案特許を侵害することになる。

(I) 発明特許若しくは実用新案特許を侵害して製造された製品、又は特許を受けた手段若しくは方法により取得された製品を輸出し、販売し、販売のために展示若しくは申出をし、経済目的で使用するために貯蔵し、隠匿し又は受領すること、又は

(II) 前号に規定した目的のために、ブラジルにおいて発明特許若しくは実用新案特許の対象となっている製品又はブラジルにおいて特許を受けた手段又は方法により取得された製品であって、特許所有者により直接に又はその同意を得て外国市場に出されたものではないものを輸入すること

刑罰 1 月以上 3 月以下の禁錮、又は罰金

第 185 条

特許製品の部品又は特許方法を実施するための材料若しくは器具を供給すること。ただし、部品、材料又は器具の最終的使用によって、必然的に特許対象が実施されるようになることを条件とする。

刑罰 1 月以上 3 月以下の禁錮、又は罰金

第 186 条

本章に規定した行為は、それが特許クレームの全てに係わるものでない場合であっても、又は特許対象と同等の手段の使用に限られている場合であっても、侵害を構成するものとする。

第 2 章 意匠侵害

第 187 条

登録意匠を含む製品又は誤認若しくは混同を生じさせる虞のある実質的模造品を、登録所有

者の許可なしに製造すること

刑罰 3月以上1年以下の禁錮，又は罰金

第188条

次に掲げる行為をする者は，意匠登録を侵害することになる。

(I) 不法に登録意匠を含んでいる物品又は誤認若しくは混同を生じさせる虞のある実質的模造品を輸出し，販売し，販売のために展示若しくは申出をし，経済目的で使用するために貯蔵し，隠匿し又は受領すること，又は

(II) 前号に規定した目的のために，ブラジルにおいて登録された意匠を含む製品，又は誤認若しくは混同を生じさせる虞のある実質的模造品であつて，意匠所有者により直接に又はその同意を得て，外国市場に出されたものではないものを輸入すること

刑罰 1月以上3月以下の禁錮，又は罰金

第3章 標章侵害

第189条

次に掲げる行為をする者は，登録標章を侵害することになる。

(I) 標章登録所有者の許可を得ることなく，登録標章の全部又は一部を複製し，又は混同を生じさせる虞がある方法で登録標章を模造すること，又は

(II) 市場に出された製品に既に添付されている他人の登録商標を改作すること

刑罰 3月以上1年以下の禁錮，又は罰金

第190条

次に掲げる製品を輸入し，輸出し，販売し，販売のための申出若しくは展示をし，隠匿し又は貯蔵する者は，登録標章を侵害することになる。

(I) 他人の標章の全部又は一部を不法に複製又は模造した標章を付した製品，又は

(II) 自己の工業又は商業の製品であつて，他人の適法な標章が付された容器又は包装に入れられたもの

刑罰 1月以上3月以下の禁錮，又は罰金

第4章 標章，企業名及び広告標識による侵害

第191条

必要な許可を得ることなく，紋章，盾，又はブラジル，外国若しくは国際機関の公的記章の全部又は一部を，誤認若しくは混同を生じさせる虞のある方法で，標章，事業体名称，商号，記章若しくは広告標識として複製若しくは模造すること，又は当該複製品若しくは模造品を経済目的で使用すること

刑罰 1月以上3月以下の禁錮，又は罰金

補項 前記標章を付した製品を販売し，又は販売のための展示若しくは申出をした者は，同等の刑罰を科せられる。

第5章 地理的表示及びその他の表示の侵害

第192条

虚偽の地理的表示を付した製品を製造し、輸入し、輸出し、販売し、販売のために展示若しくは申出をし、又は貯蔵すること

刑罰 1月以上3月以下の禁錮、又は罰金

第193条

製品の真の出所を表示することなく、製品、容器、包装、帯、ラベル、送り状、回状若しくはポスター、又はその他の開示若しくは宣伝手段に、「type」、「species」、「genus」、「system」、「similar」、「substitute」、「identical」等の修飾語句を使用すること

刑罰 1月以上3月以下の禁錮、又は罰金

第194条

真の出所以外の出所を表示する、標章、商号、事業体名称、記章、宣伝文言若しくは標識又はその他の形態のものを使用すること、又はそのような標識を付した製品を販売し若しくは販売のために展示すること

刑罰 1月以上3月以下の禁錮、又は罰金

第6章 不正競争の罪

第195条

次の行為をする者は、不正競争の罪を犯すことになる。

(I) 利益を得る目的で、如何なる手段によるものであれ、競争相手を害する虚偽の陳述を行うこと

(II) 利益を得る目的で、競争相手に関する虚偽の情報を提供し又は流すこと

(III) 他人の顧客を自己又は他の当事者の顧客に転換させるために、詐欺的手段を使用すること

(IV) 製品又は事業体について誤認を生じさせるために、他人の宣伝文言又は標識を使用し又は模倣すること

(V) 他人の商号、事業体名称若しくは記章を不適切に使用すること、又はそのような表示をした製品を販売し、販売のための展示若しくは申出を行い、又は貯蔵すること

(VI) 他人の製品に関し、当該他人の同意を得ることなく、その個人名又は商号を自己の個人名又は商号に取り替えること

(VII) 宣伝のために、実際には受けていない賞又は栄誉を、本人が受けていると主張すること

(VIII) 粗悪品若しくは偽造品を他人の容器若しくは包装に入れて販売し若しくは販売の申し出をすること、又は製品が粗悪品若しくは偽造品であるか否かに拘らず、同種の製品を販売するために、他人の容器若しくは包装を使用すること。ただし、その行為が更に重大な違法行為を構成していないことを条件とする。

(IX) 競争相手の従業者に対し、その従業者が職責に反して当該人に利益を与えるようにする

ため、金銭その他の利益を供与又は約束すること

(X) 従業者としての職責を無視し、競争相手の便宜を図ることの見返りとして、金銭その他の利益を受領するか、又は支払若しくは報酬の約束を承諾すること

(XI) 契約関係又は雇用関係により知得した秘密の知識、情報又は資料であって、公知のもの又は当該分野の熟練者にとって自明のものを除き、工業、商業又はサービス提供において使用し得たものを、契約の終了後も含めて、許可を得ることなく漏洩し、利用し又は使用すること

(XII) 前号に記載した種類の知識又は情報であって、違法な手段によって取得し又は詐欺行為により知得したものを、許可を得ることなく漏洩し、利用し又は使用すること

(XIII) 事実に反しているにも拘らず、ある製品に関し、それが出願若しくは付与された特許、又は登録された意匠の対象であると称して、展示し若しくは販売の申出をすること、又は広告若しくは営業用書類に、事実に反しているにも拘らず、当該製品について出願若しくは特許付与、又は登録付与が行われている旨、記載すること

(XIV) 試験結果又はその他の未開示資料であって、その作成に相当の努力を要し、かつ、製品販売についての認可を取得するための条件として政府機関に提出されたものを、許可を得ることなく漏洩し、利用し又は使用すること

刑罰 3 月以上 1 年以下の禁錮、又は罰金

(1) 企業が(XI)及び(XII)に規定する罪を犯したときは、その責任は、企業の利用者、パートナー又は幹部にも及ぶものとする。

(2) (XIV)の規定は、製品販売を許可する権限を付与されている政府機関が、公衆を保護する必要上行う開示には、適用しない。

第 7 章 通則

第 196 条

本編第 1 章、第 2 章及び第 3 章に規定した禁錮刑は、次の場合は、その刑期を 3 分の 1 から半分まで加重する。

(I) 違法行為者が、特許所有者若しくは登録所有者又はそれらの実施権者・使用権者の代表者、受任者、代理人、パートナー又は従業者であり、又は過去にそうであった場合、又は

(II) 改作、複製又は模造された標章が、著名標章若しくは周知標章であるか、又は証明標章若しくは団体標章である場合

第 197 条

本編に規定した罰金は、刑法典の規定に従い、日割罰金額の最低 10 倍から最高 360 倍までの間で定められる。

補項 前条に定めた規定に拘りなく、罰金額は、代理人の個別事情及び取得した利益の規模を考慮して最高 10 倍まで増額し又は 10 分の 1 まで減額することができる。

第 198 条

税関は、職権により又は利害関係人からの請求に基づき、偽造、改作又は模造された標章又は虚偽の出所表示が付されている製品を通関の際に差し押さえることができる。

第 199 条

本編に規定した違法行為に関する訴訟は、第 191 条に記載した刑事訴訟の対象となる違法行為を除き、告訴に基づいてのみ行われる。

第 200 条

産業財産権に関する刑事訴訟並びに搜索及び押収の予備手続は、本章の条文による変更を加えた上で、刑事訴訟法の規定に規制される。

第 201 条

方法の発明である特許に係わる侵害事件において搜索及び押収の手続をとるときは、裁判所職員に鑑定人が随行し、鑑定人は不法行為の存在についての予備的検証を行う。裁判官は、偽造者が特許方法を使用して取得した製品の押収を命じることができる。

第 202 条

利害関係人は、搜索及び押収の予備的手続に加え、次のことを請求することができる。

- (I) 偽造、改作又は模造された標章を、犯罪目的で使用される前に、その作成場所又は発見場所において押収すること、又は
- (II) 包装又は製品に貼付された偽造標章を、結果として包装又は製品自体が廃棄されることになる場合であっても、製品の流通前に廃棄すること

第 203 条

工業又は商業の企業であって、適法に設立され、公に営業しているもの場合は、予備手続は、裁判官の命令による製品の検査及び押収に限定するものとし、適法に行われている事業活動は停止させることができないものとする。

第 204 条

搜索及び押収が行われた場合において、悪意により、競争意識により、単なる気まぐれにより又は重大な錯誤により当該手続の請求をした当事者は、損害賠償の責を負うものとする。

第 205 条

手続請求の根拠とされた特許又は登録が無効であるとの主張は、刑事訴訟における抗弁とすることができる。ただし、被告人の無罪放免によって特許又は登録が無効とされることはないものとし、その無効は、該当する訴訟によってのみ、請求することができる。

第 206 条

当事者の一方の利益を守るために裁判において開示される情報が、企業秘密であるか営業秘密であるかを問わず、秘密にされるべき性格のものである場合は、裁判官は、その手続を非公開で行うよう命令しなければならない、相手方当事者はその情報を他の目的で使用することが禁じられる。

第 207 条

被侵害者は、刑事訴訟とは別に、民事訴訟法に従って自己が適切とみなす民事訴訟を提起することができる。

第 208 条

損害賠償は、侵害が生じていなければ被侵害者が取得したであろう利益によって決定される。

第 209 条

産業財産権を侵害する行為及び不正競争行為であって、本法に規定されていないが、他人の信用又は事業に損害を与える虞のあるもの、商業又は工業の企業間若しくはサービス提供者間又は市場に出された製品及びサービス間で混同を生じさせる虞のあるものによって引き起こされた損失に関しては、被害者は、補償としての損害賠償を取得する権利を有する。

(1) 裁判官は、訴訟の過程において、及び修復が不可能又は困難な損害を回避するために、被告人を召喚する前に、侵害行為又は侵害の虞れのある行為を停止させる仮処分命令を出すことができ、また、必要と考えるときは、現金担保又は保証担保の供託を命じることができる。

(2) 裁判官は、登録標章の複製又は明白な模造の場合は、偽造又は模造の標章を付した全ての商品、製品、物品、包装、ラベルその他について押収を命じることができる。

第 210 条

利益の損失は、次に掲げる基準の内、被害者にとって最も有利なものを使用して決定されるものとする。

(I) 侵害が生じていなければ被侵害者が得たであろう利益

(II) 権利の侵害者が得た利益、又は

(III) 侵害者が、侵害された権利の所有者に対し、その権利の対象を合法的に実施するライセンスを許諾されていれば支払ったであろう対価

第 6 編 技術移転及びフランチャイズ

第 211 条

INPI は、技術移転、フランチャイズその他類似の契約を、それらが第三者に対して効力を有するようにするために、登録するものとする。

補項 本条にいう種類の契約に係わる登録申請に関しては、登録申請日から 30 日の期間内に決定するものとする。

第 7 編 総則

第 1 章 審判請求

第 212 条

別段の規定が明示されている場合を除き、本法に定めた決定に対しては審判請求をすること

ができ、その申立は 60 日以内にしなければならない。

(1) 審判請求は、完全な停止及び移審の効果を以って受理されるものとし、第 1 審における審理に関する全ての規定が準用される。

(2) 特許出願又は登録出願の最終的却下を命じる決定、及び特許出願、追加証明書、又は標章登録を承認する決定に対しては、審判請求をすることができない。

(3) 審判請求については INPI 長官が決定するものとし、それによってその行政手続は終了する。

第 213 条

利害関係人には、審判請求に対する意見書を 60 日の期間内に提出するよう求めるものとする。

第 214 条

INPI は、審判請求の手続において出された意見書を補足するための要求事項を定めることができ、それらが 60 日の期間内に満たされるよう求めるものとする。

補項 前記の期間が満了したときは、審判請求についての決定が行われる。

第 215 条

審判請求についての決定は、最終決定であり、これに対しては、行政の分野における不服申立をすることはできない。

第 2 章 当事者による手続

第 216 条

本法に定めた手続は、当事者又は正当な資格を有する代理人がしなければならない。

(1) 委任状の原本、謄本又は認証副本はポルトガル語によるものでなければならないが、領事認証又は署名の公証人認証は、要求されない。

(2) 委任状は、通知又は要求の有無に拘らず、手続の当事者が最初に手続をした日から 60 日以内に提出しなければならない。提出しなかったときは、その手続を却下するものとし、特許出願、意匠登録出願及び標章登録出願については、最終的却下とする。

第 217 条

海外に住所を有する者は、正当な資格及びブラジルにおける住所を有する代理人を指名し、かつ、雇用しなければならない。代理人には、召喚の受諾を含め、行政及び司法手続に関して本人を代表する権限を付与しなければならない。

第 218 条

申請は、次に掲げる事情においては、考慮されない。

(I) 法定期間後に提出されたとき、又は

(II) 該当する手数料がその提出時に必要な金額で納付されている旨の証明書が添付されていないとき

第 219 条

申請，異議申立又は審判請求は，次に掲げる事情においては，考慮されない。

- (I) 本法に定めた期間の後に提出されたとき
- (II) 法的根拠を欠いているとき，又は
- (III) 該当する手数料の納付証明書が添付されていないとき

第 220 条

INPI は，適当な要求を定めることにより，可能なときはいつでも，当事者による行為を利用するものとする。

第 3 章 期間

第 221 条

本法に定める期間は継続期間とし，それが経過したとき，手続をする権利は自動的に消滅する。ただし，当事者が，手続をしなかったことについて正当な事由があることを証明したときは，この限りでない。

- (1) 正当な事由とは，当事者が手続をすることを妨げた，当事者の制御外にある不測の事態である。
- (2) 正当な事由が認められたときは，当事者は，INPI によって当事者に認められた期間内に，手続をしなければならない。

第 222 条

期間の計算においては，初日は算入せず，満了日は算入する。

第 223 条

期間は，INPI の公報における公告によって通知が行われた後の最初の就業日に始まるものとする。

第 224 条

本法に特段の定めがない場合，手続をするための期間は 60 日とする。

第 4 章 出訴期限

第 225 条

産業財産権に生じた損害について求償する訴訟の出訴期限は，5 年である。

第 5 章 INPI の行為

第 226 条

INPI が産業財産権に関する行政手続において行った行為は，それに関連する公報における

公告日から効力を有するものとする。ただし、次に掲げる事項は、この限りでない。

(I) 本法の規定に基づく通知又は公告を必要としていないことが明らかな決定

(II) 行政上の決定であって、手続の関係当事者に対して、郵便その他の方法で通知されているもの

(III) 手続の当事者が知る必要のない庁内部の意見及び指示

第6章 分類

第227条

第1編、第2編及び第3編の対象に関する分類が、ブラジルにおいて効力を有する国際条約又は協定によって定められていないときは、INPIがそれを定めるものとする。

第7章 手数料

第228条

本法に規定した業務に対しては手数料が課せられるものとし、その金額及び徴収方法は、INPIを管轄する連邦行政機関の長によって定められるものとする。

第8編 経過規定及び最終規定

第229条

本法の規定は、係属中の全ての出願に適用する。ただし、1994年12月31日までに出版され、その保護対象が化学的手段又は方法によって取得される物質、材料又は製品、及び食用又は医薬用の物質、材料、混合物又は製品、及び全ての種類の医薬、並びに関連する取得又は変性の方法であり、かつ、出願人が第230条及び第231条に規定した権利を行使していない出願に係わる特許性については、この限りでなく、それらの出願は、あらゆる意味において、拒絶されたものとみなし、ブラジル特許商標庁は、それらの拒絶されたものとみなす出願を公告する義務を負う。

補項 医薬品及び農業用化学製品に係わる出願であって、ブラジルにおける実際の出願日、又は該当するときは、その優先日が1995年1月1日から1997年5月14日までのものであり、その保護が特許付与日から与えられ、その存続期間を、ブラジルにおける出願日から起算し、第40条の冒頭に規定した期間を限度としているものに対しては、本法に定めた特許性基準を適用するものとする。

第229A条

方法に係わる特許出願であって、1995年1月1日から1997年5月14日までの間に出版され、1971年12月21日法律第5.775号第9条(c)による保護が与えられなかったものは、拒絶されたものとみなし、ブラジル特許商標庁が、それらの拒絶されたものとみなす出願を公告するものとする。

第 229B 条

製品に係わる特許出願であって、1995年1月1日から1997年5月14日までの間に出願され、1971年12月21日法律第5.772号第9条(b)及び(c)による保護が与えられず、出願人が第230条及び第231条に規定した権利を行使しなかったものについては、2004年12月31日までに本法の規定に従って決定を行うものとする。

第 229C 条

医薬用の製品及び方法に関する特許の付与は、国家衛生監督庁(National Sanitary Supervision Agency (ANVISA))の事前の同意を必要とする。

第 230 条

ブラジルにおいて効力を有している条約又は協定によって保証されている保護を享受している者は、化学的手段又は方法によって取得される物質、材料又は製品、及び食用又は医薬用の物質、材料、混合物又は製品、及び関連する取得又は変性の方法に係わる特許出願をすることができ、その場合、その出願には、外国においてした最初の特許出願の出願日を与えるものとする。ただし、この規定は、その対象物が、特許所有者の直接の行為又はその同意を得た第三者によって、如何なる市場にも出されていないこと、及びブラジルにおいて第三者が出願又は特許の対象を実施するために真剣かつ実際の準備をしていないことを条件とする。

(1) 出願は、本法の公布日から1年の期間内にしなければならない。その出願には、外国における最初の出願日を表示しなければならない。

(2) 本条に基づいて行われる特許出願は、自動的に公告するものとし、利害関係を有する者は、その出願が本条冒頭の規定を満たしているか否かについて、90日の期間内に意見書を提出することができる。

(3) 第10条及び第18条が遵守されており、かつ、本条に規定した条件が充足され、最初に出願した国における特許の付与が証明されたときは、原出願国において付与されたものと同じ特許をブラジルにおいて付与するものとする。

(4) 本条に基づいて付与される特許は、ブラジルにおける出願日を起算日とし、第40条に規定した特許期間を限度として、最初の出願国における残存保護期間を与えられるものとする。同条補項の規定は適用しない。

(5) 化学的手段又は方法によって取得される物質、材料又は製品、及び食用又は医薬用の物質、材料、混合物又は製品、及び全ての種類の医薬、並びに関連する取得又は変性の方法に関する特許出願で、未だ係属している出願をした出願人は、その係属中の出願を放棄した旨の証明書を添付して、本条に定めた期限及び条件に従い、新たな出願をすることができる。

(6) 本条に基づいてなされた特許出願及び付与された特許には、本法の規定を準用する。

第 231 条

ブラジル国民又はブラジルに住所を有している者は、前条に規定した内容に係わる特許出願をすることができ、その出願には発明についての開示日が与えられるものとする。ただし、この規定は、その対象物が特許所有者の直接の行為又はその同意を得た第三者によって、如何なる市場にも出されていないこと、及びブラジルにおいて第三者が特許出願の対象を実施するために真剣かつ実際の準備をしていないことを条件とする。

- (1) 出願は、本法の公布日から1年の期間内にしなければならない。
- (2) 本条に基づいて行われた出願は、本法の規定に従って処理する。
- (3) 本条に基づいて付与される特許は、その存続期間として、ブラジルにおける出願日を起算日とし、発明の開示日から20年の保護期間の残存部分を保有するものとする。
- (4) 前条に規定した内容に関し、未だ係属中の出願を有している出願人は、その係属中の出願を放棄した旨の証明書を添付して、本条に定めた期限及び条件に従い、新たな出願をすることができる。

第232条

化学的手段又は方法によって取得される物質、材料又は製品、及び食用又は医薬用の物質、材料、混合物又は製品、及び全ての種類の医薬、並びに関連する取得又は変性の方法に関し、旧法制の規定に基づいて行われている生産又は使用は、それらのものが、ブラジルに対して効力を有する条約又は協定に基づいて、他国における製品特許又は方法特許によって保護されている場合であっても、本法承認前に存在していたのと同じ条件に基づいて継続することができる。

- (1) 本条に従ってブラジルにおいて生産される製品又は使用される方法に関しては、遡及的な又は将来における如何なる種類の金銭的請求も認めないものとする。
- (2) 同様に、本法施行前に、本条に規定した製品又は方法を実施するために多額の投資が行われている場合は、他国において製品特許又は方法特許による保護が行われている場合であっても、前項に規定したとおり、如何なる金銭的請求も認めないものとする。

第233条

宣伝文言及び標識についての登録出願並びに周知性宣言を求める申請は、最終的に却下されるものとする。また、既に付与されている登録及び宣言は、その残存期間について効力を有するものとするが、延長は認められない。

第234条

出願人は、1971年12月21日法律第5.772号に規定した優先権の保証を、その有効期間が満了するまで受けるものとする。

第235条

1971年12月21日法律第5.772号によって認められ、現在有効な期間は、保証されるものとする。

第236条

1971年12月21日法律第5.772号の施行中に行われた、工業用ひな形又は意匠に係わる特許出願は、自動的に意匠登録出願と称され、既に行われた公告は、全ての法的効力において有効とみなす。

補項 名称変更された出願に関して行われた納付金は、5か年期間手数料を計算する上で、考慮される。

第 237 条

第 111 条の規定は，1971 年 12 月 21 日法律第 5.772 号による審査を受けた，工業用ひな形又は意匠に係わる特許出願には適用しない。

第 238 条

1971 年 12 月 21 日法律第 5.772 号の施行中に提出された審判請求は，同法の規定に従って決定する。

第 239 条

行政権は，INPI の財政的及び行政的自治を確保するために必要な全ての改革を進める権限を有するものとする。INPI は，次に掲げる事項を実施する権限を有するものとする。

- (I) 公開競争の方法によって，技術職及び行政職の職員を雇用すること
- (II) INPI を管轄する省の承認を得ることを条件として，職員の給与表を定めること
- (III) INPI を管轄する省の承認を得ることを条件として，基本的組織及び内部規則を定めること

補項 本条の適用によって生じる経費は，INPI 自体の資金から支出する。

第 240 条

1970 年 12 月 11 日法律第 5.648 号第 2 条は，今後，次のように読み替えるものとする。

「第 2 条 INPI の主たる目的は，産業財産権の社会的，経済的，法律的及び技術的機能を考慮し，それを規制する規則を全国的に実施すること，及び産業財産権に関する条約，協定，協約及び合意を調印，批准及び破棄することの適否について意見を提出することである。」

第 241 条

司法権には，知的所有権に関する問題を解決するための特別法廷を設立する権限が与えられる。

第 242 条

行政権は，必要なときは常に，MERCOSUL(南米南部共同市場)の構成国が採択する産業財産権政策と本法との調和を促進することを目的とする法案を国会に提出するものとする。

第 243 条

本法は，第 230 条，第 231 条，第 232 条及び第 239 条に関しては本法の公布日から，それ以外の条項に関しては本法の公布日から 1 年が経過したときから施行する。

第 244 条

1971 年 12 月 21 日法律第 5.772 号，1976 年 7 月 7 日法律第 6.348 号，1940 年 12 月 7 日法令(Decree-Law)第 2.848 号第 187 条から第 196 条まで，1945 年 8 月 27 日法令第 7.903 号第 169 条から第 189 条まで，及び本法に抵触する他の全ての規定を廃止する。